

## 令和元年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）

### について

東京労働局（局長 土田 浩史）は、令和元年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

**脳・心臓疾患**の請求件数は増加、支給決定件数は減少。

- ・請求件数は160件であり、前年度に比べ11件（7.3%）増
- ・支給決定件数は20件であり、前年度に比べ15件（42.8%）減

**精神障害事案**の請求件数は増加、支給決定件数は減少。

- ・請求件数は363件であり、前年度に比べ25件（7.3%）増
- ・支給決定件数は84件であり、前年度に比べ9件（9.6%）減

（業種別・職種別・年齢別の支給決定件数等は、別表のとおり。）

東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。（別紙のとおり。）

## 担 当 部 署

東京労働局 労働基準部  
労災補償課長 佐藤美千子  
主任労災補償監察官 田口 肇  
健康課長 関 憲生  
主任衛生専門官 寺門 健一  
電話：03 - 3512 - 1617

【別表】

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
脳・心臓疾患	請求件数		136(27)	149(24)	160(17)
	決定件数		98(19)	110(13)	106(9)
	うち 支給決定件数		33(3)	35(2)	20(1)
	認定率		33.6(15.7)%	31.8(15.3)%	18.8(11.1)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ( )内は女性の数で内数である。

2 精神障害等の労災補償状況

区分		年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
精神障害	請求件数		332(127)	338(147)	363(162)
	決定件数		314(116)	256(98)	295(129)
	うち 支給決定件数		108(33)	93(31)	84(25)
	認定率		34.3(28.4)%	36.3(31.6)%	28.4(19.3)%
うち自殺	請求件数		38(0)	32(5)	28(5)
	決定件数		35(1)	29(3)	26(5)
	うち 支給決定件数		22(0)	12(0)	10(1)
	認定率		62.8(0)%	41.3(0)%	38.4(20.0)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ( )内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

### 3 令和元年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
農業，林業，漁業，鉱業， 採石業，砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0) [0(0)]	0(0) [0(0)]	0(0) [0(0)]
建設業	22(0)	8(0)	1(0)	18(4) [3(0)]	17(2) [2(0)]	7(1) [2(0)]
製造業	13(2)	12(1)	0(0)	25(10) [4(0)]	24(11) [3(0)]	4(2) [1(0)]
情報通信業	13(0)	5(0)	1(0)	58(21) [4(1)]	55(18) [9(2)]	15(1) [2(0)]
運輸業，郵便業	18(0)	17(2)	4(0)	38(5) [2(0)]	27(9) [0(0)]	10(3) [0(0)]
卸売業・小売業	30(3)	17(1)	3(0)	49(25) [5(2)]	46(22) [6(1)]	16(5) [1(0)]
金融業・保険業	1(0)	3(0)	0(0)	28(15) [3(1)]	16(7) [0(0)]	2(1) [0(0)]
宿泊業， 飲食サービス業	13(1)	12(1)	5(0)	13(4) [2(1)]	13(4) [1(1)]	9(2) [0(0)]
教育，学習支援業	3(2)	4(1)	1(0)	11(7) [2(0)]	7(4) [1(0)]	0(0) [0(0)]
医療，福祉	5(3)	2(1)	0(0)	40(30) [1(0)]	25(20) [1(1)]	6(5) [1(1)]
その他の事業 (上記以外の事業)	42(6)	26(2)	5(1)	83(41) [2(0)]	65(32) [3(0)]	15(5) [3(0)]
合 計	160(17)	106(9)	20(1)	363(162) [28(5)]	295(129) [26(5)]	84(25) [10(1)]

注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

4 令和元年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
管理的職業従事者	4(0)	8(1)	3(0)	1(1) [0(0)]	3(0) [2(0)]	2(0) [2(0)]
専門的・技術的職業従事者	41(6)	15(0)	3(0)	111(54) [11(1)]	88(33) [12(3)]	27(7) [5(1)]
事務従事者	20(2)	15(2)	0(0)	118(63) [8(2)]	103(61) 4(0)]	18(9) [0(0)]
販売従事者	20(2)	15(1)	2(0)	53(23) [5(1)]	37(16) [6(1)]	12(3) [2(0)]
サービス職業従事者	14(2)	12(2)	6(1)	26(13) [2(1)]	19(10) [1(1)]	10(3) [0(0)]
生産工程従事者	8(2)	6(1)	0(0)	7(3) [1(0)]	4(1) [0(0)]	2(1) [0(0)]
輸送・機械運転従事者	18(0)	15(0)	5(0)	28(0) [0(0)]	24(4) [0(0)]	9(2) [0(0)]
建設・採掘従事者	18(0)	7(0)	0(0)	7(0) [1(0)]	6(0) [0(0)]	1(0) [0(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	11(3)	6(1)	0(0)	7(4) [0(0)]	8(4) [0(0)]	1(0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	6(0)	7(1)	1(0)	5(1) [0(0)]	3(0) [1(0)]	2(0) [1(0)]
合 計	160(17)	106(9)	20(1)	363(162) [28(5)]	295(129) [26(5)]	84(25) [10(1)]

注 1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

5 令和元年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
29歳以下	1(0)	0(0)	0(0)	82(46) [12(3)]	59(35) [7(4)]	13(9) [1(1)]
30歳から39歳	8(2)	10(1)	2(0)	100(45) [2(0)]	101(46) [7(1)]	31(7) [3(0)]
40歳から49歳	49(6)	33(4)	8(1)	101(41) [9(2)]	73(26) [6(0)]	24(6) [3(0)]
50歳から59歳	56(5)	38(1)	7(0)	68(28) [4(0)]	55(19) [5(0)]	14(3) [2(0)]
60歳以上	46(4)	25(3)	3(0)	12(2) [1(0)]	7(3) [1(0)]	2(0) [1(0)]
合 計	160(17)	106(9)	20(1)	363(162) [28(5)]	295(129) [26(5)]	84(25) [10(1)]

注 1 ( )内は女性の数で内数である。

## 東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

## 1 労働時間法制の周知等の取組

- ア 労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、時間外労働の上限規制を含む労働時間制度の周知、労務管理体制についての相談対応などを行う。
- イ 労働時間などの設定について改善に取り組む際に、利用可能な助成金([ここをクリック](#))を案内する。

## 2 過重労働による健康障害防止対策の取組

- ア 過重労働の原因となる長時間労働の削減を重点として、時間外労働協定の適正化のための窓口指導、法令遵守徹底のための監督指導等を実施する。
- イ 長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施の必要性等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。

## 3 メンタルヘルス対策の取組

- ア 「労働者の心の健康保持増進のための指針」([ここをクリック](#))等の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。  
また、ストレスチェック制度の適切な実施とともに、単に制度を実施するだけでなく、制度の導入及び運用を通して、メンタルヘルス対策全般の自律的推進、定着のきっかけとなるよう指導を行う。
- イ 「東京産業保健総合支援センター」([ここをクリック](#))のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。
- ウ メンタルヘルスに関するポータルサイト「こころの耳」([ここをクリック](#))の利用促進を図る。

特に、厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策に基づき、メンタルヘルス対策の取組の強化として、

- (1) 精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。

また、傘下事業場において、概ね3年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的なメンタルヘルス対策の取組について指導を行う。

- (2) メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」([ここをクリック](#))等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。

こととしています。